

あきる野市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチコピーの使用に関する
要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あきる野市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチコピー（以下「ロゴマーク・キャッチコピー」という。）をあきる野市（以下「市」という。）以外の者が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図1のとおりとする。

(キャッチコピー)

第3条 キャッチコピーは、別図2のとおりとする。

(使用基準)

第4条 ロゴマーク・キャッチコピーは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市民、各種団体、企業等が作成するポスター、パンフレット等又は販売する商品（以下「物品等」という。）に対し、使用できるものとする。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認めるとき。
- (5) 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝のみを目的とすると認めるとき。
- (6) あきる野市暴力団排除条例（平成24年あきる野市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が関係していると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(使用申請)

第5条 ロゴマーク・キャッチコピーを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あきる野市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) あきる野市市制施行30周年記念協賛事業取扱要領により承認を受けているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、使用の承認の可否を決定し、あきる野市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用期限)

第7条 使用期限は、市長が必要があると認める場合を除き、令和8年3月31日までとする。

(使用料)

第8条 ロゴマーク・キャッチコピーの使用料は、無料とする。

(完成品の提出)

第9条 使用承認に係る物品等又は第5条ただし書の規定による物品等の完成品は、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めたときは、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第10条 ロゴマーク・キャッチコピーを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容に従い使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマーク・キャッチコピーの図柄（色、形）を改変等して使用しないこと。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- (4) ロゴマーク・キャッチコピーのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) ロゴマーク・キャッチコピーを使用した物品等を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマーク・キャッチコピーを使用する前の額と同額以下又は類似の既製品の価格と同等以下の額とすること。
- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(変更の承認)

第11条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、直ちにあきる野市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用変更承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、あきる野市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(中止の報告)

第12条 使用者が、承認されたロゴマーク・キャッチコピーの使用を中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(使用承認の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、あきる野市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用承認取消通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対して、当該完成品の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第14条 市長は、前条の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

2 使用者がロゴマーク・キャッチコピーの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(庶務)

第15条 ロゴマーク・キャッチコピーの使用に関する事務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別図1(第2条関係)

1 ロゴマークとキャッチコピー

2 ロゴマークのみ



あきる野市30年
未来へ繋ごうトカイナカ

別図 2（第 3 条関係）

あきる野市 30 年

未来へ繋ごうトカイナカ

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用承認申請書

あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴマーク・キャッチコピーを使用したいので、あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴマーク・キャッチコピーの使用に関する要領第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

使用物品等の名称	
使用目的・方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
ロゴマーク・キャッチコピーについて	※該当する□にレ印を記入してください。 ☐ ロゴマークを使用します。 ☐ キャッチコピーを使用します。
添付書類（※ 1）	
その他（※ 2）	

※ 1 企画書、原稿、図面、デザイン画その他参考となる書類を添付してください。
※ 2 同一物品について、再度、使用承認を受ける場合は、その旨を記載してください。

年 月 日

様

あきる野市長



あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用承認（不承認）
決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたロゴマーク・キャッチコピーの使用
について、下記のとおり決定したので、あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴマーク・
キャッチコピーの使用に関する要領第 6 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

使用物品等の名称	
使用目的・方法	申請書記載のとおり
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
決定区分	☐ 承認する ☐ 承認しない
承認の条件	
承認しない理由	

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用変更承認申請書

年 月 日付けで承認を受けた内容について変更したいので、あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴマーク・キャッチコピーの使用に関する要領第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

使用物品等の名称	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
添 付 書 類 （※）	

※ 変更内容が確認できる書類を添付してください。

年 月 日

様

あきる野市長



あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用変更承認（不承認）
決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたロゴマーク・キャッチコピーの使用
変更について、下記のとおり決定したので、あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴマ
ーク・キャッチコピーの使用に関する要領第 1 1 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

使用物品等の名称	
決 定 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない
承 認 の 条 件	
承 認 し な い 理 由	

年 月 日

様

あきる野市長



あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認したロゴマーク・キャッチコピーの使用について、
下記の理由により、承認を取り消しましたので、あきる野市市制施行 3 0 周年記念ロゴ
マーク・キャッチコピーの使用に関する要領第 1 3 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

使用物品等の名称	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 し の 理 由	